国際会議 Sponsorship、Co-sponsorship、Endorsement に関わる運用規程

第1条(本規程の目的)

本規程は、応用物理学会本部、ないしは応用物理学会内組織すべて(以下、本会という) が国際会議の Sponsorship、 Co-sponsorship、 Endorsement をする場合の取り扱いに関する基準を定めることを目的とする。

第2条 (定義)

- (1) 「Sponsorship」とは、本会が国際会議の開催の主体となり、自己の責任においてその会議を開催することをいう。
- (2) 「Co-sponsorship」とは、本会を含む複数の団体または個人が国際会議の開催の主体となり、共同でその会議を開催することをいう。
- (3) 「Endorsement」とは、第三者が実質的主体となる国際会議について、本会がその趣旨 に賛同し、会議の広報を支援することをいう。

第3条(財政的責任)

- (1) 本会が主催(Sponsor) する国際会議の財務責任はすべて当会が負うものとし、会議の財産も、すべて本会に帰属する。
- (2) 本会が共催(Co-sponsor) する国際会議の財政的責任、財産の取り扱いについては、別途 MOU で定めることとする。
- (3) 国際会議開催にあたっては、本会の事業計画に基づき、予算及び決算等の会計処理を行う。
- (4) 本会が主催(Sponsor)、共催(Co-sponsor)する国際会議の予算は、本会の翌年度予算に 反映させなければならない。
- (5) 本会が主催 (Sponsor)、共催 (Co-sponsor) する国際会議の決算は、会議終了後、速やかに本会が指定する会計事務所等に委託してまとめ、第10条2項に従って報告しなければならない。

第4条 (国際会議開催の申請)

- (1) 本会に国際会議の Sponsorship、 Co-sponsorship、 Endorsement を依頼する場合には、所定の申請書類を事務局に提出するものとする。
- (2) Sponsorship、Co-sponsorshipの申請については、本会理事会において、所定の申請書類に基づき、許諾を審議、判断する。
- (3) Endorsement の申請については、国際担当理事が、所定の申請書類に基づき、許諾を判断し、理事会に報告する。

第5条(事務費)

本会による主催 (Sponsorship) および共催 (Co-sponsorship) が認められた場合には、主催団体は事務にかかる実費として、別途定める事務局経費を本会に支払うものとする。

第6条(著作権および出所表示)

(1) 本会主催の国際会議において印刷物を出版するときあるいは電気通信回線を通じて発表するときは、当該印刷物において、著作権が本会に帰属する旨を明記する。

- (2) 印刷物に掲載された論文の著作権は、原則として、本会に帰属する。ただし、その取り扱いは、著作権規程に従うものとする。
- (3) 前項に関わらず、他の団体と国際会議を共同開催する場合は、協議により著作権は他の団体に帰属することができる。

第7条(団体名の表記方法)

当会が主催、共催、また後援を行う国際会議の表記方法については、公益法人のガバナンスと、ならびに手続きの簡素化の観点から、別表1の通りとする。

第8条(提出期限)

- (1) Sponsorship、Co-sponsorship 申請については、主催団体は、原則として国際会議の1年 6月前までに申請書類を提出するものとする。
- (2) Endorsement の申請については、毎月 15 日の締切日までに申請書類を提出するものとする。

第9条 (海外学会等の団体との契約等)

(1) 主催団体は、海外学会等の団体と、契約、覚書等その他の法的拘束力のある書面(以下、契約等という)を交わす必要が生じた場合、及び国際会議の重大事項(開催趣旨、法律事項、財務事項等)に変更が生じる場合には、本会事務局(以下、事務局という)へ契約書及びその関係書類を提出するとともに本会にその承認を得るものとする。

第10条(報告義務)

主催団体は、別途定める国際会議報告手順に従い、終了後遅滞なく、国際会議の開催報告及び会計報告等の内容を報告する。なお、印刷物を出版した場合には、その印刷物の1部を同時に添付するものとする。

附則 本規程は、2015年10月9日理事会承認により施行する。

2016年4月25日 2016年度本部組織改編に伴い「総務(国際)担当理事」を「国際担当理事」に変更

2016年6月27日 改正 総務担当理事 承認